

板柳町入札傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札執行の適正を確保するため、入札執行を公開するに当たり、その傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 入札執行を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴申請書(別記様式)により受け付けし、係員の指示に従い傍聴するものとする。

(傍聴の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとする。

2 傍聴人の受付は、定員になり次第締め切るものとする。

3 入札会場への入室は、先着順とする。

4 傍聴人は、入札開始時刻までに入札会場への入室を終えなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札会場に入り、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者

(4) 前3号に定めるもののほか、入札執行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、入札会場内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 入札の執行、経過、結果についての言動はしないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。

(3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、入札の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の制限)

第6条 傍聴人は、入札会場において写真撮影、録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ入札執行者の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(退室等)

第8条 入札執行者は、傍聴人がこの要領に違反すると認められるときは、係員に命じてこれを退室させるものとする。

2 前項の規定により退室させられた者は、当日の傍聴に再入室できないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。

別記様式（第2条関係）

傍 聴 申 請 書

住 所

氏 名

生年月日

_____ 年 月 日生

年 月 日

板 柳 町 長 殿